

## 築地本願寺和田堀分院 新規墓地区画建立規定

築地本願寺和田堀廟所新規墓地区画にて墓石工事を行う場合は、以下の条件に適合すること。  
新規墓地は、第一に景観、及び周りとの調和を重視する。南北方向（通路に平行）、及び東西方向も外柵石が直線で結ばれるように建立する。

### 【石 碑】

- 建立できる石碑は、和型、及び洋型石碑とする。  
五輪塔や、モニュメント色の濃いデザイン墓は不可とする。あくまでも当墓所は、浄土真宗本願寺派であることを念頭に建立する。
- 他墓所より改葬し、その墓石を設置する場合、正面文字は切削、再研磨をし、「南無阿弥陀佛」及び「俱会一处」とする。但し、特別な場合は事務所へ相談する。（事務所からの回答を得てから施主に説明）
- 事務所に提出する墓石建立図面には、全ての彫刻文字、及び文字位置を記入する。  
洋型石碑で、正面文字「南無阿弥陀佛」「俱会一处」の文字が極端に小さく、家名は大きく彫刻するなど、工事規定そのものの違反ではないが、今後は、文字のバランスを考慮した上で許可をします。

### 【外柵石】

- 外柵石の高さは、正面入口部通路（コンクリート通路）より、1.5尺以内とする。
- 羽目石の高さは1.5尺以内とする。
- 外柵石寸法については、逃げが必要であり、左右五分、後ろ五分とする。但し、角地については通路側の逃げは必要としない。
- 角地墓所であっても、隣の墓所と同じ向きを正面とする。
- 納骨室はGLより下に納骨室を設ける場合、GLから深さ100cm（3尺3寸）以内とする。
- 塔婆立て設置は禁止とする。
- 墓地区画内の随所に設置してある境界杭、境界鋸を基準として、設置する。  
※あらかじめ決められた区画内に設置すること。  
新規墓地区画内は前面通路に測点を記してある。各測点を基準に外柵石を設置する。  
※外柵石寸法の逃げを考慮し、設置する。

### 【墓 誌】

- 1.0㎡墓所等、墓誌を設置するスペースが取れない場合、ふた石を墓誌とする（納骨堂と兼用）以外は、墓誌の厚みは2寸以上とする。

### 【基礎工事】

- 基礎工事に於いては、新規墓地通路との一体化を防ぐため、コンクリートパネル等で分離させる。
- 隣接墓地の基礎コンクリートと一体化してはならない。
- コンクリートは必ず施工する墓所（範囲）内に打設することとし、はみ出さないこと。

### 【その他】

- カートクレーン、運搬車等を使用する場合、通路を十分養生し、キャタピラ等の跡がつかないように配慮する。
- 全ての工事に於いて、耐震施工を前提とし、手抜き工事は行わない。（免震システム、使用ボンド、コーキング、ステンレス製金物等違いがあるが、各社の施工方法に任せる）
- 残土、残石、コンクリートガラ、ゴミ等の管理を徹底し、境内、墓所に廃棄しない。必ず持ち帰り処分すること。
- 各社、工事用道具、材料等（カートクレーン、運搬車、一輪車、スコップ等）は工事中であっても、作業終了後は現場内、境内に放置せず、持ち帰ること。
- 水道、排水口等にセメント、モルタル等を流さない。
- 参拝者に対して一般的な気遣いを心掛ける。
- 埋葬、建碑法要、引渡しについては、検査合格後とし、合格前に行うことができない。
- 土曜、日曜、祝日には、本格的な工事（重機等使用）を行ってはならない。